

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、一般競争入札の実施について必要な事項を次のとおり公告する。

令和8年8月28日

千葉県館山市長 森 正 一

1 入札に付する事項

- (1) 工 種 舗装工事
- (2) 工 事 名 市道235号線 道路舗装補修工事
- (3) 施 工 場 所 館山市 沼 地内
- (4) 工 事 概 要 道路舗装補修工事
 - ・表層(再生密粒度As13mm t=50mm) A=166㎡
 - ・上層路盤(再生粒度調整碎石RM-30mm t=150mm) A=166㎡
 - ・不陸整正 A=166㎡
- (5) 工 期 契約日の翌日から令和8年12月11日まで
- (6) 予 定 価 格 金2,310,000円(税抜)
- (7) 最低制限価格 **設定あり・事後公表**
(館山市建設工事等に係る最低制限価格制度実施要綱第3条の規定を適用)
※別紙「最低制限価格の設定について」を参照のこと。
- (8) 入 札 方 式 制限付一般競争入札(電子入札・事後審査方式)
- (9) そ の 他
ア 電子契約サービスを選択することができる。

2 入札参加資格要件

- (1) 公告日現在、令和8・9年度館山市入札参加適格者工事名簿に登録されており、舗装工事に係る本市の格付等級がCランク以上の者
- (2) 舗装工事について、建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく一般建設業又は特定建設業の許可を受けている者
- (3) 経営事項審査結果の有効期間が切れていない者
- (4) 館山市内に本社・本店のある者
- (5) 当該建設工事等の入札開始日から開札日までの間に、館山市建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく指名停止措置を受けていない者
- (6) 館山市入札契約に係る暴力団対策措置要綱に定める暴力団排除措置要件に該当しない者

- (7) 地方自治法施行令第167条の4の規定のほか、次のいずれにも該当しない者であること。
- ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者
 - イ 対象工事の入札日前6ヶ月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者
 - ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者
 - エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者
- (8) 次の届出の義務を履行していない者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。
- ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
 - イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
 - ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務
- (9) 建設業法に定める資格を持ち、恒常的な雇用関係（入札のあった日以前に3か月以上の雇用関係にあること）にある主任技術者（監理技術者）を配置できる者
- (10) 過去10年間（平成28年度～令和7年度）に、公共工事の契約金額200万円以上の舗装工事を元請として施工し、完成した実績を有する者

3 設計図書の縦覧等

- (1) 縦覧場所 ちば電子調達システムの「入札情報サービス」
- (2) 縦覧期間 令和8年8月28日（金） から
令和8年9月9日（水） まで
- (3) 質問方法 質問がある場合は、電子メール又は持参により、所定の質問書を提出すること。
 - ア 提出期限 令和8年9月2日（水） 午後4時30分まで
 - イ 提出先 末尾記載の工事担当課
 - ウ 回答方法 令和8年9月4日（金） までに、ちば電子調達システムの「入札情報サービス」で公表する。

4 入札期間及び方法等

- (1) 入札期間 令和8年9月7日（月） 午前9時00分から
令和8年9月8日（火） 午後4時30分まで
- (2) 提出方法 ちば電子調達システムの「電子入札システム」により提出すること。
- (3) 提出書類 ① 入札書（電子入札システムにより作成）
② 工事費内訳書（電子入札システムにより添付）
※「入札情報サービス」からダウンロードした様式によること。
- (4) 入札金額 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (5) 留意事項 入札に参加しようとする者は、事前に「2 入札参加資格要件」に記載する要件を全て満たしていること、また本工事に係る設計図書等を熟覧し、本工事の内容を適切に施工できることを確認した上で入札すること。

5 開札

- (1) 開札予定日時 令和8年9月9日(水) 午前9時30分
- (2) 開札場所 館山市役所本館2階 行革財政課

6 資格審査及び落札者の決定

- (1) 本入札は事後審査方式であるため、予定価格と最低制限価格の範囲内での最低価格入札者を落札候補者とし、資格審査の結果、入札参加資格を有すると認められた場合に落札者とする。
 - (2) 落札候補者に関する通知は、開札後、電子入札システムにより「保留通知書」を送付する。
 - (3) 落札候補者は、開札日の翌日（閉庁日に当たる場合は翌開庁日）正午までに、次の資格確認書類を提出しなければならない。（電子メールによる提出も可）
 - ① 一般競争入札（事後審査型）参加資格確認申請書兼誓約書（以下「申請書」という）
 - ② 申請書記載の配置予定技術者に係る確認書類
（雇用関係が確認できる書類、資格が確認できる書類）
 - ③ 申請書記載の現場代理人に係る確認書類
（雇用関係が確認できる書類、資格が確認できる書類）※配置予定技術者と同一の場合は不要
 - ④ 社会保険等（健康保険、厚生年金及び雇用保険）の加入状況に係る確認書類
（経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し）
 - ⑤ 電子契約利用同意書（電子契約サービスを選択する場合のみ提出）
 - ⑥ 申請書記載の工事実績に係る確認書類
（コリンズ竣工実績データ）※ない場合は、契約書等、発注機関・契約金額・工期・工種が確認できるものの写し
- ※ 配置予定技術者及び現場代理人に関しては、館山市ホームページの
「入札・契約」⇒「入札契約関係規程」⇒「現場代理人及び技術者に関する留意事項」及び
「現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱要領」を参照のこと。
- (4) 落札決定は、原則として開札日から3日以内に行い、電子入札システムにより「落札者決定通知書」を応札者全員に送付する。
 - (5) 落札候補者となった者が正当な理由なく落札者とならなかったとき又は落札者となった者が正当な理由なく契約を締結しなかったときは、館山市建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく指名停止措置の対象とする。

7 入札保証金 免除する。

8 契約保証金 請負金額300万円以上の場合、請負金額の10分の1以上の金額（千円未満切上げ）を納付する。

9 無効入札 入札に参加する資格のない者の行った入札、入札に関する条件に違反した入札、入札金額と工事費内訳書の総額に相違がある入札など、館山市電子入札約款第7条に該当する入札は無効とする。

10 失格入札 最低制限価格を設定した入札において、当該最低制限価格を下回る金額の入札は失格とする。

11 前金払 請負金額 3 0 0 万円以上の場合、対象とする。

12 中間前金払・部分払

請負金額 3 0 0 万円以上、かつ前金払を行う場合、選択による。

館山市ホームページの「入札・契約」⇒「入札契約関係規程」⇒「公共工事に要する経費の前金払等取扱要領」を参照のこと。

13 留意事項

- (1) 入札参加者がいない場合を除き、入札は執行するものとする。
- (2) 申請書及び添付書類の作成に要する費用は、提出者の負担とする。
- (3) 提出された申請書及び添付書類は、提出者に無断で使用しない。
- (4) 提出された申請書及び添付書類は、返還しない。
- (5) 落札者は、建設業法（昭和 2 4 年法律第 1 0 0 号）第 2 0 条の 2 第 2 項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定から請負契約を締結するまでに、契約担当課等に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。

14 その他

- (1) 前各項に定めるもののほか、館山市電子入札約款及び館山市電子調達システム運用基準並びに館山市財務規則を適用する。
- (2) 問合せ先は、次のとおりとする。

〔入札及び契約担当課〕

館山市 総務企画部 行革財政課 契約検査係

電 話 0 4 7 0 - 2 2 - 3 2 3 5（直通）

E-mail keiyaku12205@city.tateyama.chiba.jp

〔工事担当課〕

館山市 建設経済部 建設課 維持係

電 話 0 4 7 0 - 2 2 - 3 6 3 7（直通）

E-mail kensetuka@city.tateyama.chiba.jp

最低制限価格の設定について

本工事の最低制限価格は、「館山市建設工事等に係る最低制限価格制度実施要綱」第3条の規定を適用し以下の算定方法に基づき額を定めております。

【算定方法】（税抜）

予定価格算出の基礎となった ①・②・③・④ に掲げる額を合計し、1万円未満を切り捨てた額としています。

ただし、直接工事費に含まれないスクラップ控除がある場合は、⑤に掲げる額を控除した額から、1万円未満を切り捨てた額としています。

- ① 直接工事費の額に100分の97を乗じて得た額（1円未満切捨て）
- ② 共通仮設費の額に100分の90を乗じて得た額（1円未満切捨て）
- ③ 現場管理費の額に100分の90を乗じて得た額（1円未満切捨て）
- ④ 一般管理費等の額に100分の68を乗じて得た額（1円未満切捨て）
- ⑤ 有価物（発生材）のスクラップ評価額

◎最低制限価格（税抜）＝（①＋②＋③＋④）（1万円未満切捨て）

【⑤がある場合】

◎最低制限価格（税抜）＝（①＋②＋③＋④－⑤）（1万円未満切捨て）

※ ただし、上記の方法で算出した（①＋②＋③＋④【－⑤】）の額が、予定価格（税抜）の100分の92を乗じて得た額を超える場合にあっては、**100分の92**を乗じて得た額から1万円未満を切り捨てた額とします。

また、予定価格（税抜）に100分の75を乗じて得た額に満たない場合にあっては、**100分の75**を乗じて得た額から1万円未満を切り捨てた額とします。

【算定方法】（税込）

◎最低制限価格（税込）＝ 最低制限価格（税抜）×110／100

※ 「税抜」：消費税及び地方消費税に相当する額を除く額

※ 「税込」：消費税及び地方消費税に相当する額を含む額